

## 高槻市請負工事成績評定要領

(目的)

**第1条** この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律の規定に基づき、市が施行する請負工事及び業務委託の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定を行うことにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象工事)

**第2条** 評定の対象は、高槻市工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第4条に定める工事等とする。

(評定者)

**第3条** 評定者は、次に掲げる者とする

- (1) 工事等の施行を担当する部（以下「工事等担当部」という。）の長（以下「工事等担当部長」という。）が指名した職員（以下「監督員」という。）
- (2) 監督員を指揮監督するチームリーダー（以下「チームリーダー」という。）
- (3) 総務部契約検査課検査員（以下「契約検査課検査員」という。）

2 前項の規定に関らず、工事等担当部が所管する評定は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 工事等の施行を担当する課等（以下「工事等担当課」という。）の長（以下「工事等担当課長」という。）
- (2) 前項第1号に掲げる者
- (3) 前項第2号に掲げる者

(成績評定の方法等)

**第4条** 評定は、請負工事又は業務委託ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項について、評定者が独立して適確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、請負工事成績評定基準又は業務委託成績評定基準を用いて行うものとする。

4 評定結果は、請負工事成績採点表（検査要綱様式5をいう。以下同じ。）又は業務委託成績採点表（検査要綱様式6をいう。以下同じ。）に記録するものとする。

5 評定点については、満点を100点とし、50点以上で合格とする。

(成績評定作成の流れ)

**第5条** 検査要綱第4条第1項及び第2項に規定する工事等の評定は、第3条第1項に掲げる者が行い、評定結果を請負工事成績採点表又は業務委託成績採点表に記録し、総務部長においてこれらを取り纏め、工事等担当部長に報告するものとする。

2 前項の規定に関らず、次条を除く検査要綱第4条第3項に定める工事等は、第3条第2項に掲げる者が工事等の評定を行い、評定結果を請負工事成績採点表又は業務委託成績採点表に記録し、工事等担当課長がこれを取り纏め、工事等担当部長に報告するものとする。

(小規模工事の成績評定作成の流れ)

**第6条** 小規模工事の評定は、小規模工事成績評定基準を用いて行うものとし、第3条第2項第1号及び第2号に掲げる者が行い、評定結果を請負工事成績採点表(小規模工事)(様式1)に記録し、工事等担当課長がこれを取り纏め、工事等担当部長に報告するものとする。

(評定結果の通知と公表)

**第7条** 工事等担当部長は、第5条及び前条の評定結果の報告を受けたときは、速やかに成績評定結果通知書(様式2又は様式3)により受注者に通知するとともに、当該成績評定結果を公表するものとする。

(評定に関する説明請求)

**第8条** 前条の評定結果の通知を受けた者で、当該評定結果に疑義がある場合は、通知を受けた日から14日以内に、工事等担当部長に説明を求めることができる。

2 前項の場合において、工事等担当部長は、疑義を受けた者に対して説明し、なお疑義が解消されない場合は、別に定める工事等成績評定評価委員会に諮ることができる。

3 前項の場合において、工事等担当部長は、その結果を成績評定に係る説明書(様式4)により回答するものとする。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。

2 高槻市請負工事成績評定要領(平成16年4月1日実施)及び工事担当部が所管する評定対象工事等の成績評定要領(平成16年4月1日実施)は廃止する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から実施する。